

令和4年小樽市議会第2回臨時会提出予定議案

(予 算 議 案)

議案1 令和4年度小樽市一般会計補正予算

(条例案その他の議案)

議案2 小樽市特別職に属する職員の給与条例の一部を改正する条例案

特別職（市長、副市長及び教育長）の期末手当について、国家公務員の期末手当の支給割合の引下げ等に応じた改定を行うとともに、この改定にかかわらず、引き続きその支給割合を独自削減し、据え置くこととするもの

(現 行)

基準日6/1・12/1
100分の222.5

独自削減後の支給割合 (基準日6/1・12/1)
100分の205

↓ 据置き

(改正後)

基準日6/1・12/1
100分の215

独自削減後の支給割合 (基準日6/1・12/1)
100分の205

- ※ 在職期間が6月の場合の支給割合のみを表記
- ※ 特別職の期末手当は、職員の勤勉手当相当分を含む。

なお、令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の支給割合により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を減じた額とする国家公務員と同様の特例措置を設けるが、以下のとおり、年間ベースでは、独自削減後の支給額の方が少なくなることから、令和4年6月に支給する期末手当についても、独自削減後の支給割合で支給する。

特例措置：4.30月分－0.15月分＝(年間)4.15月分

独自削減：2.05月分×2＝(年間)4.10月分

施行期日 令和4年6月1日

議案3 小樽市職員給与条例及び小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

国家公務員の給与改定を踏まえ、職員及び病院事業管理者の期末手当の支給割合を引き下げるもの

① 小樽市職員給与条例の一部改正

(現行)

基準日 6/1	基準日 12/1
100分の127.5 (100分の72.5)	100分の127.5 (100分の72.5)

(改正後)

基準日 6/1	基準日 12/1
100分の120 (100分の67.5)	100分の120 (100分の67.5)

※ 在職期間が6月の場合の支給割合のみを表記

※ ()内は、再任用職員の支給割合

② 小樽市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正

(現行)

基準日 6/1	基準日 12/1
100分の222.5	100分の222.5

(改正後)

基準日 6/1	基準日 12/1
100分の215	100分の215

※ 在職期間が6月の場合の支給割合のみを表記

※ 病院企業管理者の期末手当は、職員の勤勉手当相当分を含む。

施行期日 令和4年6月1日

議案4 小樽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案

会計年度任用職員の待遇改善を図る目的で、その期末手当の支給割合を正規職員と同様の支給割合(6月・12月ともに100分の100→100分の120)に改定するもの

施行期日 令和4年6月1日

議案5 損害賠償額の決定について

令和3年11月2日に発生した於古登川河川敷地での倒木による屋根の損傷に係る損害賠償について、その賠償額を決定するもの

賠償額 213万4,000円(屋根修理費)

発生場所 小樽市緑1丁目17番1号付近 於古登川河川敷地

報告 1 専決処分報告

地方税法等の一部改正（令和 4 年 3 月 31 日公布、同年 4 月 1 日施行等）に伴い、令和 4 年度に限り商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の上昇幅を 2.5%（現行 5%）とする負担調整措置の改正、わがまち特例の見直しなど令和 4 年度税制改正に伴う改正を行うため、小樽市税条例の一部を改正する条例を令和 4 年 3 月 31 日に専決処分したもの

施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

報告 2 専決処分報告

令和 2 年 3 月 11 日に発生した財政部所管の公用車による自動車事故に係る損害賠償について、令和 4 年 4 月 26 日に専決処分したもの

賠償額 107万2,815円（治療費等）

発生場所 虻田郡ニセコ町字有島142番地先 国道5号上交差点

（報 告）

・ 専決処分報告

令和 4 年 1 月 13 日に発生した建設部の公用車による自動車事故に係る損害賠償について、同年 3 月 22 日に専決処分したもの

賠償額 5万6,386円（車両修理費）

発生場所 小樽市花園5丁目10番1号 建設部庁舎駐車場内

・ 専決処分報告

令和 4 年 1 月 7 日に発生した消防本部の消防車によるコンクリート塀の損傷事故に係る損害賠償について、同年 3 月 30 日に専決処分したもの

賠償額 7万7,000円（コンクリート塀修繕費）

・ 専決処分報告

令和 4 年 4 月 21 日に発生した教育委員会のマイクロバスによる自動販売機の損傷事故に係る損害賠償について、同年 5 月 18 日に専決処分したもの

賠償額 6万9,190円（自動販売機修理費等）

発生場所 小樽市花園5丁目10番1号 建設部庁舎前

・ 令和 3 年度小樽市一般会計の継続費の繰越報告

重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店保存修理工事費の継続費通次繰越額の確定に伴う報告

- ・ **令和3年度小樽市一般会計の繰越明許費の繰越報告**

旧色内小学校解体等事業費、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費、感染防止対策協力支援金給付事業費等の繰越額の確定に伴う報告

- ・ **令和3年度小樽市下水道事業会計予算額の一部繰越しについて**

汚水管改築等事業費、銭函下水終末処理場耐震化事業費及び色内ふ頭老朽化対策事業費の繰越額の確定に伴う報告